

令和6年度八戸市防災士育成事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域防災の担い手を育成することにより地域防災力の向上を図るため、防災士の資格を取得しようとする者に対し、令和6年度の予算の範囲内で防災士育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

2 この要領において「防災士研修センター等」とは、日本防災士機構が認定した研修機関で、かつ、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、本市に住所を有する者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和6年度中に講座を受講し、防災士の資格を取得しようとする者
- (2) 自主防災組織の会長が推薦し、防災士の資格を取得した後、自主防災組織の組織図に防災士として記載するとともに、自主防災組織において活動できる者
- (3) 防災士の資格取得に関し他の助成制度による財政的支援を受けていない者、または受ける予定ではない者
- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 申請者が次のいずれかに該当するとき

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、講座受講料及び防災士資格取得試験受験料とする。

(補助金の額等)

第5条 前条に規定する補助対象経費は40,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、八戸市防災士育成事業補助金交付申請書(別記第1号様式)のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書(別記第2号様式)
- (2) 推薦書(別記第3号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 申請は、定員に達した時点で締め切るものとする。

(事業の審査及び交付の決定)

第7条 市長は、これを審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、規則第5条の規定による通知を、八戸市防災士育成事業補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 市長は、交付申請額の合計が予算の範囲を超える場合には、過去に本補助金の交付を受け、防災士の資格を取得したものがいない自主防災組織等において活動しようとするものや若年者、女性の申請者を優先して交付決定をするものとする。

(取下げ期日)

第8条 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金の交付の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、交付決定通知書を受理した日から起算して7日とする。

(変更等の承認)

第9条 規則第7条の規定による事業の変更等の承認を受けようとする補助事業者は、速やかに八戸市防災士育成事業変更(中止)承認申請書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の実績報告書は、八戸市防災士育成事業実績報告書(別記第6号様式)のとおりとし、日本防災士機構に認証登録をされてから令和7年3月31日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 第4条に規定する経費の支払いを証明するものの写し
- (2) 防災士証または、防災士認証状の写し

3 補助事業者のうち、防災士資格取得試験に不合格となったものは、八戸市防災士育成事業実績報告書に第4条に規定する経費の支払いを証明するものを添えて、令和7年3月31日までに市長に提出した後、資格取得のための努力をしなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 補助金の額の確定は、規則第13条の規定によるほか、次により行うものとする。

(1) 実績報告に係る対象事業費の額(対象事業に係る収入があった場合は、当該額から当該収入額を控除した額。以下「対象事業費実績額」という。)が、規則第4条の規定により交付を決定された額(以下「交付決定額」という。)を下回る場合は、対象事業費実績額を確定額とする。

(2) 対象事業費実績額が、交付決定額を上回る場合は、交付決定額を確定額とする。

2 規則第13条の規定による通知は、八戸市防災士育成事業補助金額確定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、規則第13条の規定により通知した後、補助事業者が八戸市防災士育成事業補助金請求書(別記第8号様式)により請求するものとし、市長は確定払によりこれを一括交付する。

(概算払)

第13条 前条の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第7条の規定により通知した額を限度額として概算払により交付することができる。

2 補助事業者が前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、八戸市防災士育成事業補助金概算払請求書(別記第9号様式)により請求するものとし、市長は概算払によりこれを一括交付する。

3 補助金の概算払を受けた補助事業者の補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その差額の返還を請求するものとする。

(補助金の決定の取消し等)

第14条 市長は申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき

(2) 助成金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

(3) 事業の支援内容等を市長の承認なしに変更し、中止し、または廃止したとき

(4) 事業等に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき

(5) その他法令、条例若しくはこの要領またはこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき

(雑則)

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付及び事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月4日から施行する。